

## 令和6年6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

○13番(青山雅紀君) 皆さんこんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。本日私で最後となります。どうぞ最後まで、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

初めに、生活困窮者の自立支援について伺います。

生活困窮者自立支援法が施行された平成27年当時は、非正規雇用労働者や年収200万円以下の給与所得者のような低所得層が年々増加しており、また以前より、ニートや引きこもりが社会問題として認識されるようになっておりました。

それまでは、そのような方への支援は一部の自治体が行うのみで、各分野がばらばらに実施するなど、早期に支援につなぐ仕組みが欠如していたように感じました。

そこで、私は平成27年の第4回定例会での一般質問において、同法の必須事業とされている自立相談支援事業と住居確保給付金の支給のこの2つの事業の取組の方向性について、取り上げさせていただきました。

その際には、生活困窮者自立支援法施行前のモデル事業として取り組んでいた各種事業の成果や、法施行後に国庫負担率が引き下げになったものの、支援の重要性から事業の取組について確認させていただき、また、支援が必要な方の早期の把握と関係機関との連携状況や事業の広報についてお聞きしました。

そこでいただいた答弁などから、仕事や健康など生活困窮者が直面する複合的な課題に対し、一人一人の状況を把握し包括的かつ体系的な支援が提供され、生活保護状態を未然に防ぎ、経済的及び社会的に困難な状況にある人々に対して自立した生活を送れるような支援が進められたと認識しております。

そうした中において、本市における生活困窮者支援事業は、当初は必須事業だけでしたが、現在では主に6つの事業が展開されております。

1つ目として、包括的な相談支援であります必須事業の自立相談支援事業では、早期に継続的な支援を行うという趣旨から、制度のはざまに陥らせないよう広く受け止め、多様な問題を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を継続的に実施する体制が構築され、令和4年には6区に生活自立・仕事相談センターが設置されました。

2つ目として、居住確保の支援であります必須事業の住居確保給付金では、仕事ができる方のうち、離職等によって住まいを喪失するか、喪失してしまうおそれがある方に対して、家賃相当額を支給するもので、また、就労に向けた支援も行われております。

3つ目として、任意事業としての一時生活支援事業では、住居を持たない生活困窮者の方へ一定期間宿泊場所を提供することで、社会から孤立し自身では立ち行かなくなった方が、再び住まいを定め社会に復帰する支援が行われています。

4つ目ですが、就労準備支援事業においては、経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方で、就労意欲が低下しているなどの理由から、直ちに就労に就くことが困難な方に対し、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して行うことで、就労意欲を喚起し就労の促進に結びつける取組が実施されています。

5つ目として、家計相談支援事業においては、家計の収支のバランスが崩れ、毎月の支出のや

りくり困難が生じている方へ、家計に関する根源的な課題とその解決策を検討する支援が行われています。

最後に、6つ目として、生活保護世帯を含む生活困窮家庭の中学校2年生、3年生を対象に高校等への進学に必要な基礎学力の向上を図り、また生活習慣などの改善を図る支援も行うことで親から子へ貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした、学習・生活支援事業であります。

ただいま御紹介したこれらの支援が、幅広く各個人の状況に応じて展開されていると認識しております。

また、本年5月には、新たに生活困窮者自立支援法等改正法が成立し、経済的及び社会的に困難な状況にある人々に対する支援策が強化、拡充されました。

本年は、法施行後10年目の節目を迎えますことから、本市におけるこれまでの支援施策の実施状況について確認が必要と考えます。

そこで本市の生活困窮者自立支援事業の状況について2点お伺いします。

1つに、本市における生活困窮者自立支援事業の成果、また、これまでの取組の中で見えてきた課題についてお聞かせください。

2つは、生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげられるかということが、対策上大変に重要かと考えます。

現在取り組まれている早期把握や支援の早期実施に資する取組、また、体制についてお訊ねします。

次、2番目に子どもの貧困対策について伺います。

私は、平成27年の第4回定例会にて、本市の子供の貧困について質問させていただき、これまで、子供の貧困対策については、喫緊の大きな課題の一つと捉え、公明党市議団としても注視してまいりました。

国の動きを見てみますと、令和5年12月に政府は今後5年のこども施策の基本方針を決めるこども大綱を決定いたしました。

それを受けまして、こども家庭庁のこども家庭審議会において本年5月に、こどもまんなか実行計画の素案が示されたところでありますが、そのなかでも柱の一つとしてこどもの貧困対策が挙げられており、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子供、若者が幸せな状態で成長できるようにするとあります。

今回、改正された生活困窮者自立支援法等においても、子供の貧困への対応が掲げられ、また、我が党の山本香苗参議院議員の提案により、超党派の議員で取りまとめられ成立しました女性支援新法、いわゆる、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律も、本年4月より施行されたところであります。

以上が、ここ直近での国の動きでございます。

さて、本市における子どもの貧困対策推進計画については、平成29年度に第1期計画が策定され、令和3年度までに5年間の経過しました。

現在、第2期計画期間に入っておりますが、この計画において様々な取組がなされてきたと認識しております。

そのなかでの主要な取組の一つとして、子どもナビゲーターがあります。

子供の貧困対策としては、直接的な学習支援や経済的な支援等がありますが、子どもナビゲーターは子供の貧困の背景には家庭環境の問題による生活習慣の乱れがあると考え、面談や家庭訪問を通じて問題を洗い出し、睡眠リズムや歯磨きといった生活の基本としても大事な習慣改善のための取組を実施しております。

また、子どもナビゲーターは、生活困窮者自立支援法等においても、子供の貧困への対応として、新たに挙げられた訪問、生活環境の改善に向けた働きかけによる支援に通ずるところがあります。そこでお伺いします。

1つに、子どもナビゲーターの支援実績件数など現状についてお伺いします。

2つに、子どもナビゲーターによる支援における課題についてお聞かせください。

次に、3番目に地域課題への対応についてお伺いします。

我が会派では、地方自治体を取り巻く環境の変化を背景に、複雑化、多様化する地域課題の対応として、地域住民に最も身近な総合行政機関であります区役所の果たす役割が大きくなってきていることから、区役所の在り方に関する基本方針の策定を求めてきました。

令和5年第1回定例会の我が会派の代表質疑では、神谷市長から、基本方針の策定の考え方、区役所の目指すべき姿、推進体制についてお示しいただき、令和5年3月に区役所のあり方基本方針が策定されました。

10年後の地域社会を見据えた目指すべき区役所の姿を示すものとして、市民からの相談を受け止め、寄り添う区役所、地域課題の解決に向けて、地域と共に歩んでいく区役所など目指すべき姿として掲げており、区役所行政の在り方を求めてきた会派としまして、その取組に期待しているところであります。

一方、こうした取組を実行性あるものにしていくためには、まずは適切な相談体制が求められます。

そこでお伺いします。

様々な所管が関わり分野横断的な連携が求められる案件については、一元的に地域の課題を相談できる窓口を設けるべきではないかと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終了します。

御答弁よろしく申し上げます。(拍手)

○保健福祉局長(今泉雅子君) 生活困窮者自立支援についてお答えします。

まず、生活困窮者自立支援事業の成果と課題についてですが、令和4年度までに、身近な相談先として生活自立・仕事相談センターの全区設置が完了し、アウトリーチ支援員を配置するなど相談体制の充実を図り、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な伴走型支援を実施して参りました。

年間の新規受付相談件数は、平成27年度では1,012件であったものが、昨年度は2,883件と2.8倍に増加しております。

相談者に対しては、丁寧なアセスメントを実施し、相談内容に応じて家計改善や就労の支援を行うほか、あんしんケアセンター、ひきこもり地域支援センターなど他機関と連携した支援を行っております。

この間の支援の結果、令和4年度までの状況を申し上げますと、住まいの確保や安定に結びつ

いたものが 3,402 件、就労開始など就労に関するものが 2,457 件、家計の改善に関するものが 1,271 件となっており、相談者の自立に向けた一定の成果に結びついているものと考えております。

課題としては、生活に困難を抱えていても相談に至っていない方が少なくないと思われることから、センターの認知度の向上や、障害、介護、引きこもりなどの各相談支援機関との連携強化、情報共有を進める取組が必要であると考えております。

最後に、生活困窮者の早期把握や支援の早期実施に資する取組と体制についてですが、生活自立・仕事相談センターをより多くの方に知っていただくために、コンビニやスーパー、ネットカフェなどで名刺サイズのチラシを配架しているほか、あんしんケアセンターや、引きこもり地域支援センターなどと共催で出張相談会を開催するなど、関係機関と連携した取組を進めております。

引きこもり状態にあり、自ら相談を行うことが困難な方に対しては、アウトリーチ支援員が直接出向いて相談に対応しております。

以上でございます。

#### ○子ども未来局長(大町克己君) 子どもの貧困対策についてお答えいたします。

子どもナビゲーターの支援実績件数などの現状についてですが、本市では、困難な状況に置かれた子供たちが健全に育成され、基本的な生活習慣や学習習慣が習得できるよう子どもナビゲーターによる支援を実施しており、平成 29 年度の稲毛区を皮切りに、毎年度 1 区ずつ配置を行い、令和 5 年度で全区に配置したところでございます。

また、令和 5 年度の支援実績は 6 区合計で 474 件となっております。

最後に、子どもナビゲーターによる支援における課題についてですが、児童が抱える問題は年代や家庭環境により様々であり、基本的な生活習慣や学習習慣を習得するまでには支援に長い時間を要する児童もおります。そうした児童に対しては、他機関と連携を図り対応しているところですが、子どもナビゲーター一人が支援できる人数には限界があり、個々の支援に十分な時間をかけられなくなることが課題と感じております。

以上でございます。

#### ○市民局長(那須一恵君) 地域課題への対応についてお答えします。

一元的に地域の課題を相談できる窓口についてですが、区役所では、昨年度に地域づくり支援課を設置し、全ての地区に地域担当職員を配置して、地域と顔の見える関係の構築を進めております。

地域担当職員は、区役所の窓口をはじめ、地域で開催される会議や行事など様々な機会での御相談を通じて、地域課題を把握するとともに、課題に関連する庁内関係部署や外部関係機関につなぐ役割を担っております。

また、地域担当職員が把握した課題等につきましては、環境、公園、土木の各事務所や外部機関で構成されます区行政連絡調整会議といった会議体等を活用し、課題解決を図っているところでございます。

以上でございます。

○13番(青山雅紀君) 御答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

初めに、生活困窮者の自立支援についてです。

本市の生活困窮者自立支援事業の成果については、答弁より、市民の身近な相談先として生活自立・仕事相談センターを全区に設置され、アウトリーチ支援員の配置など相談体制の強化、さらには、複合的な課題を抱えた悩みに対しては、あんしんケアセンターや引きこもり地域支援センターなどの関係機関との連携強化による支援により、住まいの安定や家計の改善を目指す取組などが図られており、令和3年第3回定例会の代表質疑において、生活自立・仕事相談センターを全区に早期設置を求めてきました会派として評価するところであります。

先日、本市における生活困窮者自立支援事業の進捗について、所管課に現在の状況をお伺いしました。

まず、自立相談支援事業では、平成27年度から令和5年度までの新規の相談受付件数の累計は2万967件に上っており、生活自立・仕事相談センターの果たしている役割の大きさを感じることができます。

また、住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度に2,837件の支給決定を行っており、これは前年との比較で22.8倍に急増したと伺いました。

その後、支給決定は落ち着いてきているともお聞きしておりましたが、それでも、令和4年度は550件の決定があり、当初申請250件、延長申請124件、再延長78件、再支給98件と、家賃の支払いにも苦慮され、経済的のみならず精神的にも苦境に立たされている方々が多くおられるように感じております。

私は、生活困窮状態に陥った方への支援の充実が求められている実情がかいま見られるこのデータを拝見し、本制度に位置づけられている支援だけでは解決するものではなく、様々な関係機関との連携を行うことで、きめ細かな支援を実施、生活困窮状態から脱却できる後押しをしていくことが非常に重要であるとの思いを深めたところであります。

また、今国会で生活困窮者自立支援法や住宅セーフティーネット法などが改正され、居住支援の強化、関係機関の連携強化、子供の貧困対策、貧困への対応等、課題が多様化する困窮者への一貫した支援策が強化されました。

生活困窮者自立支援法の改正では、居住支援として、住居確保給付金が拡充され、新たに家賃が安い住宅への転居費用が支給されるようになり、これまで対象となっていなかった高齢の方なども対象とされたほか、入居時から入居中、そして退居時までの見守り支援が強化され、さらに、孤独死のおそれなどを理由に賃貸住宅に入居できない単身高齢者らの安心の住まいの確保へ、自治体による相談支援が盛り込まれました。

また、住宅セーフティーネット法の改正においても、都道府県指定の居住支援法人などによる見守りや福祉サービスにつなぐ住宅の供給を促進、さらに、入居者の死亡後に残った物の処理の円滑化が定められ、居住支援の強化が図られたところであります。

さらに、生活保護法の改正では、受給世帯の子供が、高校卒業後に就職して自立する際の新生活立ち上げ一時金の支給や、将来的な自立に向け、早期からの支援につながるアウトリーチ支援などの実施の検討も、子供の貧困対策、貧困への対応が拡充されたのも大きな特徴の一つとなっ

ております。

そこでお伺いします。

これらの法改正の基づき、制度のはざまに落ちることなく支援を行える体制づくりとして、さらなる取組が必要と考えます。

今回の法改正を受けましての、本市の見解と今後の取組について、お伺いします。

次に、2番目の子どもの貧困対策についてであります。1回目の質問の答弁で、昨年の子どもナビゲーターの実績についてお答えいただきましたが、6区全体で474件もの支援数があり、それを各区1名ずつで支援を行っているとのことでもありますので、御負担も大きいことと思います。

私もこれまで、子どもナビゲーターによる支援の様子について拝見させていただいたことがありますが、様々なケースの支援対象者の方へ対応するため、教育、福祉等の広範な制度から、個々の状況に応じて最適な支援計画を作成し、関係機関との連携をコーディネートしていくことが必要であり、支援者一人一人への支援に対して多大な時間をかけて、丁寧に取り組まれていることを承知しております。

これからも既存の支援対象者への対応はもとより、新たに支援を必要とする方への対応を継続的に取り組んでいくためには、子どもナビゲーターの方の負担軽減の必要性を感じております。

そこで、子供たちへ、より効果的な支援を行うために、子どもナビゲーターの増員を行うことについて、本市の見解をお聞かせください。

次に、3番目の地域課題への対応についてです。

地域において、分野横断的な連携が求められる案件については、一元的に地域の課題や、困りごとを相談できる窓口として、区役所では地域担当職員が把握した課題等を、各所管や外部機関で構成される区行政連絡調整会議といった会議体等を活用し、課題解決に向けて取り組まれていることを確認いたしました。

しかしながら、私の地元、若葉区においては、個々の相談については、地域の方からは以前に比べて相談しやすくなったという声が聞こえる一方で、複雑化、多様化して、多くの所管が関係する地域課題については、市民がどこに相談すればいいのか分からないとの声も届けられており、御答弁にありました区役所の取組が、市民にしっかり伝わっていないのではないかと感じております。

例えば、ごみステーションの問題や金属スクラップヤードの問題、また空き家問題等、市の中でも多くの所管課が関わり、問題を解決するための相談先となる相手がどこになるのか分からないという課題が多いのが実情であります。

スクリーンを御覧ください。

こちらは一つの例ですが、若葉区の高根グリーンタウン自治会内には、3面をブロックで囲んだ形状のごみステーションがあり、地域ではブロック塀式ごみステーションと呼ばれています。

このようなブロック塀式ごみステーションは、同自治会には20か所ありますが、設置より50年以上が経過している関係で、ブロック塀の損傷、摩耗、床部分のひび割れなど老朽化が進んでおります。

ごみステーションを囲む民地内のブロック塀の補修は、自治会が行うとのことではありますが、床部分の補修については、土地を市が保有していることから、自治会ではごみの収集を所管する収

集業務課へ相談したところ、当該地は、宅地造成に伴いダストボックス用地を設け、道路敷として市に帰属された土地であるため、若葉土木事務所が対応するとの回答がありました。

このように、ごみステーション一つとっても、環境局と建設局にまたがる事例も発生しております。

さらに、もう一つ、若葉区での地域課題の一つと言える金属スクラップヤードの例を挙げたいと思います。

スクリーンを御覧ください。

こちらの写真は、本年4月16日、県立泉高校近くの高根町で発生した金属スクラップヤードの火災時の現場写真であります。

この火災では、消防車16台による消火活動のほか、隣接する山林への延焼を阻止するため、消防ヘリによる空中消火が実施されるなど、鎮火までに約12時間以上費やしたとお聞きしました。

当日は、私も現場に行きましたが、消防局はじめ消防団も大変な消火活動をされておられました。

また、この火災では、消火活動により近隣の水道の水圧が下がり、水道が出にくいとの市民からの問い合わせもあったそうです。

地域の大きな課題となっています、このような金属スクラップヤードに起因する問題は、条例施行により減少傾向にあるものの、金属スクラップヤード現場での火災は、条例施行後も11回発生しており、また本日早朝にも同じ敷地内で、残念ながら12回目となる火災が発生したとの連絡をいただきましたが、このような火災が発生した場合、本来は消防局に安全対策を相談すべきと思われるのですが、金属スクラップヤードに関する事案であったことから地元自治会では、スクラップの保管に関する条例の担当課であります産業廃棄物指導課へ相談したそうです。

例えば、スクラップヤード立地における森林の伐採については、経済農政局農政センター、違法建築については、都市局の建築指導課、ヤード敷地内における市道や赤道、青道の管理は土木事務所や下水道維持課、開発行為は宅地課などへと、市民が相談するにしても、少なくとも担当所管は24課が対象となっており、先ほど述べましたとおり、問題解決のために対応してもらえる所管課を探すことは、本当に市民にとっては非常に難しいことだと思います。

また、一つの所管課だけで問題が解決することはむしろ少なく、多くはスクラップヤードのような多数の課が関わる事案であり、これは全ての区においても同じなのではないかと推測しております。

そこでお伺いします。

複雑化、多様化する地域課題に対する役所の対応はどうなっているのか。

また、窓口の周知も足りていないのではないかと感じますが、本市の見解をお示してください。

以上で、2回目の質問を終了します。

御答弁よろしく申し上げます。

○保健福祉局長(今泉雅子君) 2回目の御質問にお答えします。

生活困窮者自立支援についてお答えします。

法改正を受けた事業展開と支援体制についてですが、生活困窮者の自立支援の取組を進めるためには、住居確保給付金の対象拡大による、低廉な住宅への転居費用の補助や入居後の見守りなど、住宅確保が困難な方に対する切れ目のない支援や、生活保護世帯の子供の将来的な

自立に向けた早期の支援の仕組みの構築が重要であると認識しております。

詳細な事業内容等については、今後、国から示される予定ですが、制度改革の趣旨を踏まえ、事業を実施してまいります。

以上でございます。

○**こども未来局長(大町克己君)** 子どもの貧困対策についてお答えします。

子どもナビゲーターの増員を行うことについてですが、子どもナビゲーターについては、昨年度6区全てに配置が完了したばかりであることから、今後の一人当たりのケース件数や事業効果を検証しながら、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○**中央区長(國方俊治君)** 地域課題への対応についてお答えします。

地域課題への相談に対する区役所の対応とその周知についてでございますが、地域課題の中には、区役所、関係部局だけではなく、企業や地域団体等と調整しなければ解決が難しいものや、解決に長期間を要するものもありますことから、区役所といたしましても、地域、行政機関、NPO、大学等、事案に応じて適切な関係機関が確実に連携できるよう、つなぐという機能をより高めていく必要があると考えております。

こうした考えのもと、複雑化、多様化する地域課題でありましても、まずは区役所が相談を受け止め、市民に寄り添いながら、必要に応じて適切な窓口につなぐ役割を持っていることについて、改めて地域への周知を図ってまいります。

以上でございます。

○**13番(青山雅紀君)** 御答弁ありがとうございました。

3回目は意見、要望を述べさせていただきます。

初めに、生活困窮者の自立支援についてであります。生活困窮者自立支援法が立法された当時は、生活困窮者が生活保護に陥らない第2のセーフティーネットとして機能することが期待されておりました。

その後10年が経過した現在、生活保護に陥らないだけでなく、健康や仕事のほか、ニートや引きこもり、介護や家族問題など様々な課題を有した困窮者に対し、様々な角度からアプローチを行い、関係機関との有機的な連携を構築し問題解決、課題解決に向け取り組まれていることが確認できました。

しかしながら、1回目の質問で、生活自立・仕事相談センターの存在を認知度や相談に至らない層を相談につなげるための障害、介護、ひきこもりなどの相談支援機関とのさらなる連携強化と情報共有が課題であるとの御答弁でありましたので、法改正の趣旨を理解し、事業の認知度向上に資する取組や、様々な関係機関との連携をさらに進めていただくよう要望します。

今回の法改正を受け、本市の今後の取組について、御答弁より、居住支援の明確化や低額な家賃の住宅への転居支援などの住まいに関する支援では、切れ目のない支援体制についての言及がございました。

未婚者の増加や現役世代の持ち家率の低下など、そういった方が高齢者に移行する前に居住

支援を強化することは急務と考えておりますので、今回、支援への取組を検討していただけることに対し評価いたします。

様々な理由により、生活困難な状況に陥っていらっしゃる方がいらっしゃいますが、最近、特に顕在化しているのが、シングルマザーや生きづらさを抱える若い女性の方などだと思います。

また、制度や仕組みだけが存在しても、必要としている人に支援が届かなければ意味はなく、また、それを動かす人々に熱意と創意工夫がなければ課題は置き去りにされてしまいます。

神奈川県座間市や福岡県大牟田市では、地域の担い手が役割を補完しながら支援を行っており、困り事の相談から支援まで切れ目なく支えるセーフティーネット、安全網が構築されている点が参考になります。

両市は、今回の法改正において参考モデルとして紹介された自治体とお聞きしております。なかでも、神奈川県座間市で行われている生活困窮者支援が、全国から注目を集めています。

座間市生活援護課では、行政や制度だけでは解決できない課題について、多様な主体との協働作業を進める地域ネットワーク、チーム座間を結成し、断らない相談支援を目標に掲げ、どんな相談もまずは断らずに受け止め課題に対応する支援に取り組まれています。

その取組は、通常の支援だけではなく、制度のはざまでもがく人々にも目を向け支える、どんな人も見捨てないをモットーにした支援とお聞きしました。

自治体の規模にかかわらず、参考にさせていただきたい取組であります。

また、1回目の質問での、2番目の子どもの貧困の対策についての中で紹介しました、我が党の山本香苗参議院議員の提案により可決成立した、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、生活困窮をはじめ、性暴力や性犯罪被害などの複雑化する課題に対し、本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携、協力して、一人一人のニーズに応じて本格的な支援を実施するとされています。

女性支援新法に込められている意味も踏まえ、また、同法は生活困窮者自立支援制度における取組と共有できるものであり、女性への支援は子供への福祉にも通じるものがあると考えておりますので、ぜひそういった視点も大事にいただき、さらなる取組を深めていただけるよう要望します。

次に、2番目の子どもの貧困対策については、より効果的な支援を進めるべく、支援員の段階的な増員を含めた効果的な配置の検討をしていただくとともに、同じ場所に生活自立・仕事相談センターの相談支援員もいる利点を生かしていただき、相互にさらなる連携を図っていただきたいと思います。

子供の貧困対策は日本の未来を創る取組そのものであり、国において間もなく、こどもまんなか実行計画について策定がなされることと思います。

千葉市子ども貧困対策推進計画も第2期に入りましたので、国の動きと合わせまして、子どもナビゲーターをはじめとした様々な取組について、全庁を挙げて子供の貧困対策のさらなる取組の強化を要望するものであります。

次に、3番目の地域課題の対応については、複雑化、多様化する地域課題の相談に対する区役所の対応について、御答弁より、地域からの相談に対し、まずは区役所が相談を受け止め、市民に寄り添いながら、必要に応じて適切な窓口につないでいることについては一定の評価をしま

す。

一方、その窓口業務は手続に関する取組なのか、地域からの課題に関する取組なのかによって対応も変わってくるかと思えます。

例えば、少し性質は異なりますが、分野横断的な取組ということでは、おくやみコーナーがよい事例であると考えます。

こちらの窓口では、死亡に伴う各種手続をワンストップで行えるほか、相続をきっかけとした空き家の発生に対応するため、おくやみコーナーではおくやみハンドブックを活用した啓発を行うなど、まさに分野横断的な手続に関する取組と認識しております。

しかしながら、若葉区では、スクラップヤード条例の対象に入らない開発行為などの様々な諸問題や、ごみステーションの問題、空き家の問題など、分野横断的かつ深刻な問題についての方向性がなかなか見いだせない状況でございます。

これは先ほども申し上げましたとおり、他の区においても同じ状況だと思われませんが、これらの地域課題に対しては、対象となっている地域の方々には本当に困っている状況にあります。

もちろん、これらの課題は簡単に解決するわけではないと思いますが、その区が持つ課題の特性に応じて、今まで以上に地域の方々に寄り添う区役所としてしっかりと相談体制で臨んでいただきたいと思えますし、市民からの相談につきましては、関係所管につないだ後も経過など見守っていただくことを要望したいと思います。

また、答弁にありました、まずは区役所が相談を受け止め、市民に寄り添いながら、必要に応じて適切な窓口につなぐ、その役割を持っていることについて、市民にはまだまだ浸透していないのが現状かと思えます。

そこで、複雑化、多様化する地域課題に対する区役所の役割について、積極的な周知を行っていただき、課題への解決に向けて、しっかりと地域と市が一緒になって粘り強く対応していくことについて、その取組に期待します。

以上で、私の一般質問を終了します。

御清聴ありがとうございました。(拍手)